

立入検査の結果について

平成22年度の主な指摘事項

立入検査実績

	21年度	22年度	23年度 (9/5現在)
実施件数	24	28	9
うち保安機関	2	6	3
うち販売、保安機関	22	22	6

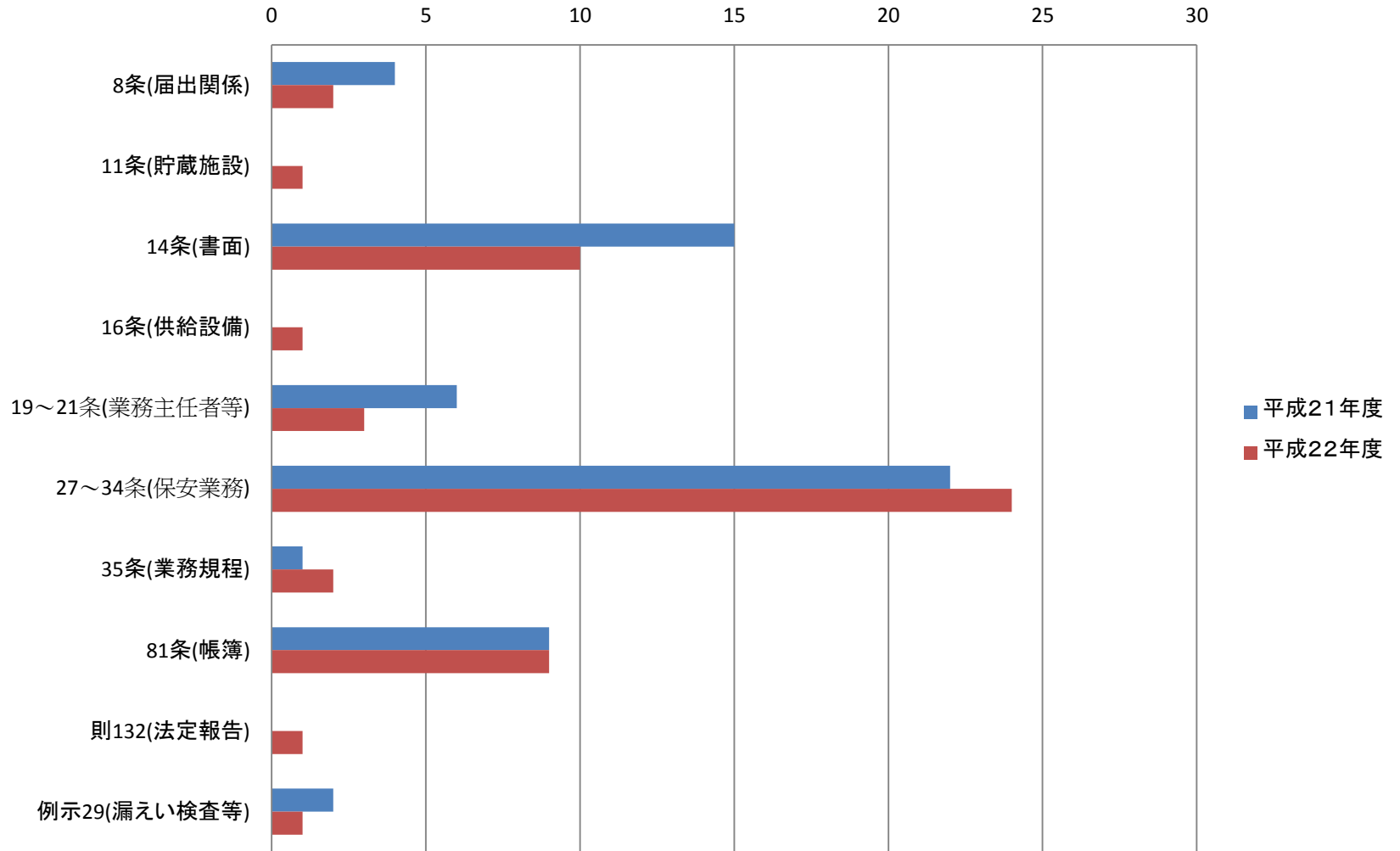
指摘無し	8	9	2
指摘無し(保安機関)	2	3	1
指摘無し(販売・保安機関)	6	6	1

指摘有り	16	19	7
指摘有り(保安機関)	0	3	2
指摘有り(販売・保安機関)	16	16	5

保安機関には、保安業務のみ(配送センター、点検センター)のものと、販売登録が当部所管以外のものがある。

条項別指摘数(平成21, 22年度)

(件)



主な指摘事項(1. 届け出)

(指摘事項)

委託先保安機関の変更に伴う液化石油ガス販売所変更届が提出されていない(法第8条)

※販売事業者は法第3条第2項各号の事項を変更したときは遅滞なく届け出なければならない

法第3条第2項の事項(概要)

1. 氏名、名称、住所、法人代表者の氏名
2. 販売所の名称、所在地
3. 貯蔵施設の位置、構造
4. 保安業務を行うもの氏名、名称、その事業所の所在地
5. 損害賠償の措置

平成23年9月16日、原子力安全・保安院で長期にわたり届け出を怠っていた事業者に対し、
嚴重注意文書交付を実施

主な指摘事項(2. 書面)

(指摘事項)

○14条書面を交付していない事例があった

○法第14条に基づく書面について、保安業務実施者が不明確なもの、交付者の氏名が記載無いものの事例があった(法第14条)

※販売事業者は、販売契約を締結したときは遅滞なく次の事項を記載した書面を交付しなければならない。

交付した書面に記載した事項を変更したときは、変更した部分についても同様とする。

1. ガスの種類
2. ガスの引き渡しの方法
3. 供給設備、消費設備の管理方法
4. 調査の方法、周知の方法
5. 保安業務を行う者の氏名、名称
6. 省令で定める事項(規則第13条、略)

主な指摘事項(3. 業務主任者関係)

(指摘事項)

- 業務主任者及び代理者の選解任届が提出されていない(法第19条)
- 業務主任者は法第14条に基づく交付書面、点検調査結果について確認を確実に行うこと(法第20条)
- 業務主任者の代理者に常勤でないものが選任されている(法第21条)

※販売事業者は販売所ごとに、業務主任者を選任し、第20条第1項に規定する**業務主任者の職務**を行わせなければならない

販売事業者は販売所ごとに、あらかじめ業務主任者の代理者を選任し、業務主任者がその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない

販売事業者は、業務主任者、代理者を選任、解任したときは遅滞なく届け出なければならない

平成23年9月20日、代理者の未選任事業者に対し、嚴重注意文書交付を実施

業務主任者の職務について、今後立入検査において自覚度を確認することがあり得ます(20条関係)

主な指摘事項(4. 保安業務)

(指摘事項)

- 供給開始時等点検調査を実施していない事例があった
 - 定期点検・調査について法定点検期限内に実施されていない事例があった
 - 地盤面下に埋設したガス管の一部について1年に1回以上の漏えい検査を実施していない事例があった
 - 漏えい検査が例示基準に沿って行われていない

 - 緊急時連絡において、転送先が携帯電話にされていた
 - 緊急時連絡の保安業務、他営業所の保安業務を当営業所の者が行っている事例があった
 - 緊急時対応について告示に定める時間内に対応できない事例があった
 - 夜間営業所に資格者が配置されていない
- (法第27条～34条)

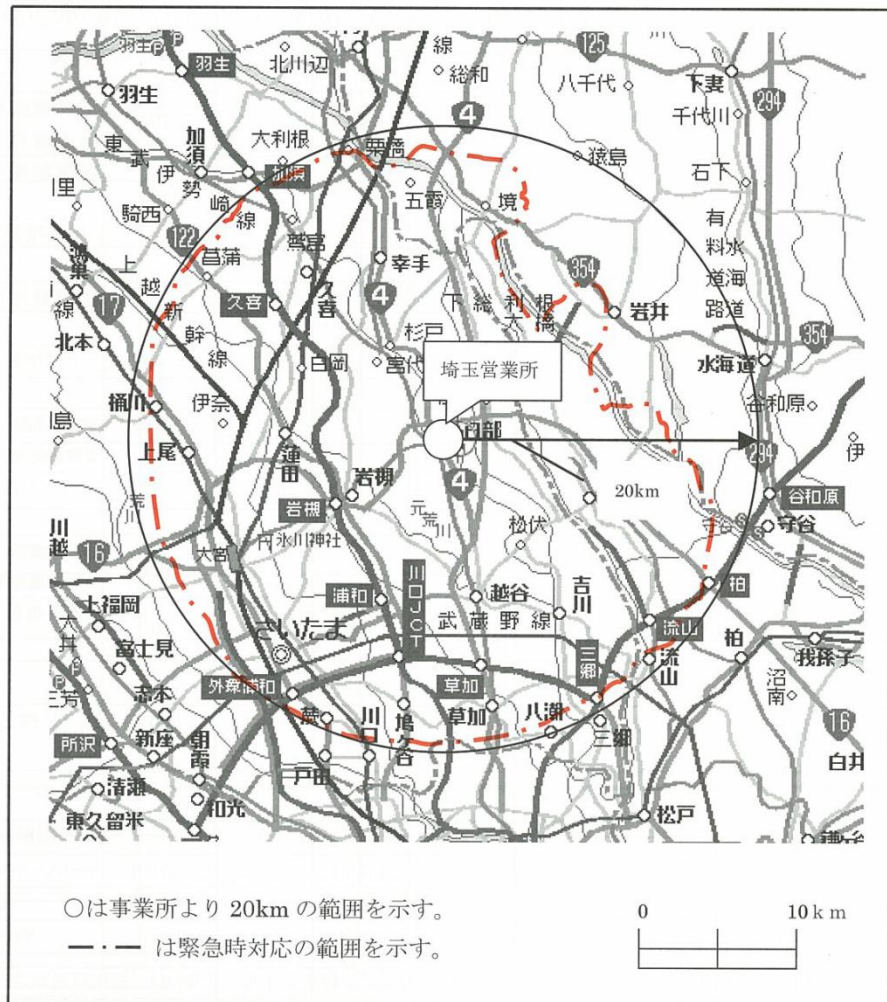
緊急時対応要件については現行法令の下で変更はないが、法施行後10年以上を経過しても依然として告示に定める時間内に対応できない消費者が多数存在している事業者がある

【別添1】

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面
(半径 20km 範囲内で対応する場合)

事業所名 関東液化ガス株式会社 埼玉営業所
住 所：埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

緊急時対応範囲図



保安機関認定申請書に添付する、緊急時対応を行おうとする消費者の範囲を示した図面(規則第30条第2項)

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る手続案内(記載例)
平成22年4月 関東液化石油ガス協議会

主な指摘事項(5. 保安業務規程)

(指摘事項)

- 緊急時対応の保安業務について、変更認可を受けた保安業務計画書の記載内容と実態が相違する事例があった
- 保安業務資格者の数が認可数を下回っている(法第35条)

※保安業務規程においては、保安業務計画書により、所在地、人員、機材、消費者戸数、緊急時対応の方法を定めており、保安業務計画書記載事項に変更がある場合には、保安業務規程の変更認可申請が必要となる

保安業務規程で定めるべき事項
規則第39条第2項(略)

立入検査において、保安業務規程の有無を確認するが、保安業務計画書の添付がない事例が多数認められる

保安業務規程第2条:「規則第39条第2項第1号から第4号に規定する事項は、別表(保安業務計画書)のとおりとする」

主な指摘事項(6. 帳簿)

(指摘事項)

- 帳簿について、保安機関名称、住所、点検調査実施者名の記載のない事例があった
- 点検について、調査結果の良否に空欄の事例があった
- CO中毒事故防止の燃焼器具の維持管理における台帳について、一部確認できない事例があった
- 容器交換時供給設備点検の結果が保管されていない(法第81条)

※販売事業者、保安機関、充てん事業者は省令で定めるところにより帳簿を備え、保存しなければならない

規則第131条第1項: 販売事業者が備えるべき帳簿

規則第131条第2項: 保安機関が備えるべき帳簿

規則第131条第4項: 書類の保管期間(2年間、ただし法第14条書面関係は契約終了まで、点検調査については次に実施されるまで)

主な指摘事項(7. その他)

(指摘事項)

- 規則132条に定める報告が提出されていない
- 自記圧計が例示基準に定める許容誤差を超過していた

※規則第132条により、販売事業者、保安機関は事業年度末における、消費者数・保安業務委託状況(販売事業者)、保安業務実施状況、保安業務資格者数等(保安機関)を事業年度経過後3ヶ月以内に報告しなければならない

※自記圧力計については例示基準29(気密試験及び漏えい試験方法)において、自記圧力計の校正及び許容誤差が定められている

機械式自記圧計:6月に1回以上校正を行い、0.2kPaを超える誤差のあるものは不合格
電気式ダイヤフラム式自記圧計:12月に1回以上、0.03kPaを超える誤差のあるものは不合格